

東海村電子入札運用基準

令和 7 年 4 月

東海村

目次

	ページ
1 総則	
1－1 趣旨	1
1－2 用語の意義	1
2 共通事項	
2－1 対象入札方式	2
2－2 電子入札を行う案件の基準	2
2－3 入札情報サービスの取扱い	2
2－4 入札参加者のシステム運用時間	2
2－5 各受付期間等の設定	2
2－6 公告日以降の案件の修正	3
2－7 電子ファイルの作成基準	3
2－8 ウィルス感染ファイルの取扱い	4
3 入札書等の取扱い	
3－1 入札書等の受付	4
3－2 工事費等内訳書の提出方法	4
3－3 入札書等提出時の留意点	4
3－4 入札の辞退	5
3－5 入札書等提出後の撤回等	5
4 開札	
4－1 開札方法	5
4－2 開札が長引いた場合の連絡	5
4－3 開札の延期の連絡	5
4－4 開札の中止の連絡	5
5 入札参加資格審査書類の取扱い	
5－1 審査書類の提出方法	6

6	入札参加者の利用者登録及び I C カードの取扱い	
6-1	電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準	6
6-2	受任者による電子入札システムの利用基準	6
6-3	電子入札システムの利用者登録	7
6-4	電子入札システムに登録できる I C カードの基準	7
6-5	代表窓口情報及び I C カード利用部署情報等の変更	8
6-6	I C カードの有効期限の対応	8
6-7	I C カードの名義, 住所の変更	8
6-8	I C カードの不正使用の取扱い	9
7	紙入札での参加を認める基準	
7-1	当初から紙入札での参加を認める基準	9
7-2	紙入札による提出書類等の取扱い	9
7-3	電子入札から紙入札への変更を認める基準	10
7-4	紙入札に移行する場合の取扱い	10
7-5	紙入札による電子くじ番号の取扱い	10
8	システム障害等の取扱い	
8-1	入札参加者側のシステム障害時	10
8-2	東海村側のシステム障害時	11

東海村電子入札運用基準

1 総則

1－1 趣旨

この運用基準は、東海村における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、東海村電子入札実施要綱(平成22年告示第100号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1－2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

茨城県との共同利用により、東海村が発注する建設工事に係る入札を処理するシステムで、入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。

(2) 入札情報サービス

発注の見通し、発注情報、入札・契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するとともに、入札参加者による発注図書書類のダウンロードを可能にするシステムをいう。

(3) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した申請書、入札書、見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(5) ICカード

受注者と東海村の双方で情報のやり取りを行うに当たり、インタ

ーネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用されるカードで、電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(6) 電子くじ

入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2 共通事項

2-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、建設工事及び工事に係る設計・測量・調査等の業務委託における案件（ただし、村長が電子入札の方法によることが適当でないと認めるものを除く）。

2-2 電子入札を行う案件の基準

前項において、東海村が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として、電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。

2-3 入札情報サービスの取扱い

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表その他入札手続に必要な事項の公表は、入札情報サービス（以下「P P I」という。）により行うものとする。

2-4 各受付期間等の設定

電子入札案件の各受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とする。
- (2) その他の期間等における日時にあたっては、入札公告において明示するものとする。

2-5 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落

札方式，工事／業務区分，内訳書有無，案件区分について錯誤が認められた場合には，東海村は，次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

(1) 錯誤案件に対して競争参加資格確認申請が行われるのを防ぐため，締切日時を最小単位（１分）になるよう変更する。

(修正例：受付開始日時１３：００ 同締切日時１３：０１)

(2) 件名に追記入力した修正登録を行い，錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本件は，登録錯誤につき，取り消し，同一案件名称により再登録」)

(3) 新規の案件として改めて登録する。

(4) 既に競争参加資格確認申請書の提出があった入札参加者に対しては，電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い，改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書を提出するように依頼する

２－６ 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める資料の作成はTIFファイルを使用すること。

※平成２９年６月２４日から電子入札システムに添付できるファイルが制限されます。詳細については，いばらき電子入札トップページ

「<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>」をご参照ください。

２－７ ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には，直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに，東海村よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し，再提出の方法について協議を行うものとする。

3 入札書の取扱い

3-1 入札書等の受付

入札書は，電子入札システムにより入札金額，くじ番号が入力されたものを有効なものとして取り扱うものとする。

なお，工事費等内訳書の提出を指定した案件については，工事費等内訳書が提出されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

3-2 工事費等内訳書の提出方法

工事費等内訳書は，電子入札システムによる電子ファイルでの添付で提出するものとするが，あらかじめ申し出た場合は，一般書留郵便・簡易書留郵便での提出も認めるものとする。

3-3 入札書等提出時の留意点

入札参加者は，次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- (1) 入札書の入力は正確に行い，入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により確認すること。

3-4 入札の辞退等

あらかじめ入札を辞退する場合においては，システムにより辞退届を提出すること。正当な理由がなく，入札書受付締切予定日時に入札書又は辞退届が提出されないときは失格として取り扱う。

3-5 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムによりいったん提出された入札書等又は辞退届は，撤回，訂正等を認めないものとする。

4 開札

4－1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。
ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

4－2 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から入札結果通知書等の発行までが著しく遅延（１時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話、ファクシミリ等により入札参加者への情報提供を行うものとする。

4－3 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、電子入札システム及び電話、ファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

4－4 開札の中止の連絡

開札を中止する場合には、電話、ファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

5 入札参加資格確認書類の取扱い

5－1 審査書類の提出方法

入札参加資格の確認において必要な書類は、入札公告において示す方法により提出するものとする。

6 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い

6－1 電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準

電子入札システムを利用することができる入札参加者は、建設工事等入札参加有資格者名簿に登載の申請をした者（以下「代表者」という。）

又は当該代表者から電子入札システムによる入札・見積りに関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、経常建設工事共同企業体においては、代表構成員及び構成員全員から入札に関する権限の委任を受けた「受任者」のみが電子入札システムを利用することができるものとし、特定建設工事共同企業体においては、代表構成員又は当該代表構成員から入札に関する権限の委任を受けた「受任者」のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

6－2 受任者による電子入札システムの利用基準

前項の規定により受任者による電子入札システムの利用は、次の基準により委任状が提出された場合に限り、認めるものとする。

（１）提出様式

ア 単体企業（様式第２号）

イ 経常建設工事共同企業体（様式第４号）

ウ 特定建設工事共同企業体は、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請時において、一般競争入札参加資格申請書を提出するものとする。

（２）提出時期

ア 委任状は、利用者登録手続の際に提出を求めるものとする。

イ 入札手続途中における提出は、認めない。

（３）委任期間

ア 委任期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。

イ 委任期限内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について、速やかに、総務部総務課に書面による届出を行うものとする。

6－3 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにＩＣカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うとともに、次により書面による届出を行うものとする。

なお、電子入札システムの利用については、東海村の審査終了後から可能となるものとする。

(1) 届出に伴う提出書類

ア 電子入札利用届

単体企業（様式第1号）

経常建設工事共同企業体（様式第3号）

イ 利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したICカード情報等を記載したもの

ウ 委任状

6-2の規定によるものとする。

(2) 書類の提出方法

郵送又は直接持参による

(3) 書類の提出先

東海村総務部総務課

6-4 電子入札システムに登録できるICカードの基準

電子入札システムに登録することができるICカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義で、一企業一名義のみとする。

なお、入札参加者に対しては、ICカードの失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚のICカードを登録することを奨励するものとする。この場合において、同一名義のICカードを複数枚登録することが可能である。

(1) 経常建設工事共同企業体の場合は、単体企業用とは別のICカードを使用する。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用としてシステムに登録した代表構成員のICカードを使用する。

6-5 代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更

入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びICカ

ード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

6－6 ICカード有効期限の対応

入札参加者は、現在使用しているICカードの有効期限内に、入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しいICカードの登録を行うものとする。

なお、ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、6－7の規定によるものとする。

6－7 ICカードの名義、住所の変更

入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、6－3の規定に準じてICカードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。

なお、当該変更登録については、東海村の審査が終了するまで、システムの利用が不可となるため、原則として、7の規定により紙入札で対応するものとする。

6－8 ICカード不正使用の取扱い

入札参加者がICカードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

【不正使用した場合の例示】

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

7 紙入札での参加を認める基準

7-1 当初から紙入札での参加を認める基準

東海村は、入札参加者から紙入札参加届出書（様式第5号）が提出された場合には、入札参加者側にやむを得ない事由があると東海村が認めた場合に限り、紙入札を認めるものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 企業名、企業住所、代表者の変更によりICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかった場合（ICカードを既に申請中の場合に限る。）

7-2 紙入札による提出書類等の取扱い

前項の規定により電子入札案件に紙入札で参加することを認めた場合には、要綱の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

7-3 電子入札から紙入札への変更を認める基準

東海村は、電子入札の手続開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合には、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、できるだけ速やかに紙入札参加届出書を東海村に提出するものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等でできなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 企業名、企業住所、代表者の変更によりICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 入札参加者側のシステム障害の場合

7－4 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により紙入札への変更を認めた場合には、当該入札者について、速やかに紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

7－5 紙入札による電子くじ番号の取扱い

紙入札による電子くじ番号は、入札参加者が入札書に3桁のくじ番号を記入し提出するものとする。

8 システム障害等の取扱い

8－1 入札参加者側のシステム障害時

入札参加者側のシステム上の障害等により一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、7－3の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。

なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のＩＣカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を奨励するものとする。

8－2 東海村側のシステム障害時

東海村側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子入札システム、電話又はファクシミリ等により入札参加者にその旨を通知するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り換えるものとし、電子入札のホームページ等による公表を行うものとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

電子入札利用届

年 月 日

(届出先)

東海村長 様

(届出者)

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

東海村における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届出をします。

記

(添付書類)

- 1 利用者情報 (※ 1)
- 2 委任状 (※ 2)

※ 1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する I C カード情報が含まれる。

※ 2 (様式第 2 号) 代表者より代理人として入札、見積りに関する権限の委任を受ける者の I C カードを登録する場合に提出する。

様式第 2 号

委任状（電子入札用）

年 月 日

（届出先）

東海村長 様

（届出者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

（受任者）

住所

企業名称

代理人氏名

（委任事項）

- 1 東海村が発注する工事（業務委託）について、電子入札システムによる入札，見積りに関する件

- 2 委任期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第 3 号

電子入札利用届（経常建設工事共同企業体）

年 月 日

（届出先）

東海村長 様

（届出者）

企業体名称 経常建設工事共同企業体

代表構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

東海村における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出をします。

記

（添付書類）

- 1 利用者情報（※）
- 2 委任状（様式第 4 号）

※ 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する I C カード情報が含まれる。（様式第 4 号により当該経常建設工事共同企業体より代理人として入札・見積りに関する権限の委任を受ける者の I C カード情報を提出すること。）

様式第 4 号

委任状（電子入札用）

年 月 日

（届出先）

東海村長 様

（委任者）

企業体名称 経常建設工事共同企業体

代表構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

（受任者）

住所

企業名称

代理人氏名

（委任事項）

1 東海村が発注する工事（業務委託）について、電子入札システムによる入札，見積りに関する件

2 委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第 5 号

年 月 日

紙入札参加届出書

東海村長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記案件について、電子入札システムによる入札に参加できないため、
紙入札による参加の届出書を提出します。

記

1 案件名称

2 電子入札システムによる参加ができない理由